

地下貯蔵タンクの規制強化について(事業者のみなさま)

◀ 鋼製一重殻の直接埋設タンクの規制が強化されています ▶

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(平成 22 年総務省令第 71 号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成 22 年総務省告示第 246 号)が、平成 22 年 6 月 28 日に公布され、平成 23 年 2 月 1 日より施行されています。

改正の概要

危険物施設において、液体の危険物を貯蔵し、取扱う地下に埋設された貯蔵タンク(以下「地下タンク」という。)から危険物の流出事故が増加していることを受け、流出事故防止を目的として法令が改正されました。これにより、一定の条件に該当する地下タンクの規制の猶予期間(2 年)が過ぎ、平成 25 年 2 月 1 日より順次強化されます。

◇ 規制の対象となる地下タンクは？

A) 鋼製一重殻で地下に直接埋設されたタンクが該当します。

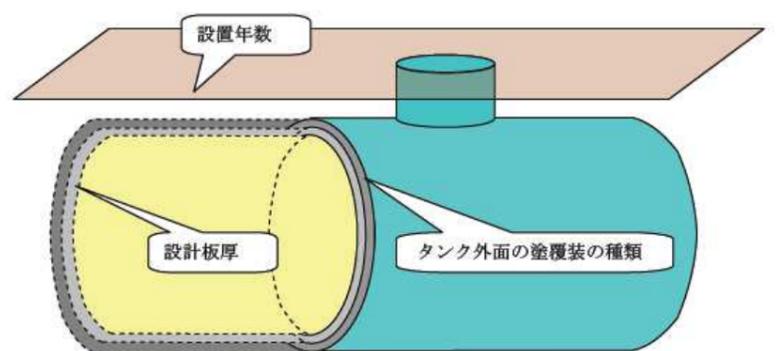
鋼製一重殻 = 貯槽が 1 枚の鋼板で形成されたタンク

直接埋設 = タンク周囲をコンクリートの壁で囲ったもの又はタンクの周囲に直接コンクリート流し込んだもの以外のもの

◇ 規制を受ける地下タンクの規制区分は？

A) 完成検査済証の交付を受けた日から、一定年数が経過したものが該当します。

区分	規制区分の名称
A	腐食のおそれが特に高い地下タンク
B	腐食のおそれが高い地下タンク
C	その他の地下タンク



◇ 規制の開始日は？

A) モルタルで外面保護をしている場合

鋼板厚	埋設経過年数				
	20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	C	C	B	B	A
4.5mm 以上 6.0mm 未満	C	C	C	B	A
6.0mm 以上 8.0mm 未満	C	C	C	C	A
8.0mm 以上	C	C	C	C	B

B) アスファルトで外面保護をしている場合

鋼板厚	埋設経過年数				
	20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	C	B	B	A	A
4.5mm 以上 6.0mm 未満	C	C	B	B	A
6.0mm 以上	C	C	C	B	A

C) エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂で外面保護をしている場合

鋼板厚	埋設経過年数				
	20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	C	C	C	B	A
4.5mm 以上 6.0mm 未満	C	C	C	C	A
6.0mm 以上	C	C	C	C	B

D) 強化プラスチックで外面保護をしている場合

鋼板厚	埋設経過年数				
	20 年未満	20 年以上 30 年未満	30 年以上 40 年未満	40 年以上 50 年未満	50 年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	C	C	C	B	A
4.5mm 以上 12.0mm 未満	C	C	C	C	B
12.0mm 以上	C	C	C	C	C

◇ 規制対象となった場合の措置は？

区分 A = 「内面ライニング工事」、「電気防食工事」のいずれか

区分 B = 「内面ライニング工事」、「電気防食工事」、「危険物の漏れを検知する設備等による常時監視」のいずれか

◇ 休止中の地下タンクは？

安全対策(タンク内の危険物除去等)を実施、休止を届出たものは規制対象外ですが、再開する場合は上記の規制を受けます。

※ 再開前に規制対象の地下タンクは措置の施工後の再開となります。

問合せ先：根室北部消防事務組合 消防本部 予防係 Tel (0153) 72-9114